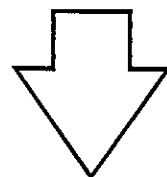


## 犯罪被害給付制度の理念

- ・不法行為制度の補完  
(加害者側に資力がない等、事実上損害賠償制度で救済されないことが多いという実情)
- ・不慮の被害を受けた際の社会的救済制度間の不均衡の是正  
(様々な救済制度が法制化された一方で、犯罪被害者を救済する制度の不存在)
- ・刑事政策上の不均衡の是正  
(加害者の処遇が図られている反面、被害者に対する救済の不存在)



社会連帯共助の精神に基づく被害者の精神的・経済的被害からの回復への支援を行うことにより、法秩序への不信感の除去

国が一般財源により一定金額を支給  
＝社会全体により犯罪発生リスクを分散して負担

# 犯罪被害給付制度の沿革

年 月 日	犯 給 法 の 改 正 等	主 な 内 容
S56. 1. 1	「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
H9. 4. 1	「犯罪被害者等給付金支給法施行令」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害給付金の障害等級拡大 (1級～3級→1級～4級)</li> </ul>
H13. 7. 1	「犯罪被害者等給付金支給法」改正 (法律名「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」と改名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害給付金の障害等級拡大 (1級～4級→1級～14級)</li> <li>・重傷病給付金の新設</li> </ul> ※支給制限について、DV等の現状を踏まえた検討を行う旨の付帯決議あり。
H17. 4. 1 H17. 12. 27	○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「犯罪被害者等基本計画」閣議決定	
H18. 4. 1	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令及び同施行規則」改正	政令～重傷病給付金の支給要件緩和、支給対象期間の拡大 規則～親族間犯罪における支給制限の緩和
H20. 7. 1	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の一部改正 (法律名「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と改名)	法律～休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算 政令～重度後遺障害者(障害等級1～3級)に対する障害給付金及び生計維持関係遺族に対する遺族給付金の引上げ

# 給付金の種類と額

(いずれも一時金)

被害者が重傷病になった場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

## 重傷病給付金

重傷病(加療1か月以上、かつ、3日以上  
の入院(精神疾患については、3日  
以上労務に服することができない程度  
の症状))になった場合、医療費の自  
己負担相当額を1年を限度として支  
給するほか、休業損害を考慮した額  
を支給する。

## 遺族給付金

※ 被害者が死亡前に療養を要した  
場合、療養についての被害者負担額  
も支給

支給額(最高額～最低額)  
2,964.5万円～320万円

## 障害給付金

1級～14級に支給  
支給額(最高額～最低額)  
3,974.4万円～18万円

被害者本人

被害者本人

遺族

※ 犯罪によって生じた様々な被害の軽減を図るため、用途を問わず支給される。

# 支給対象者等

**対象となる犯罪被害**

日本国内又は国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害

**支給が受けられる被害者又は遺族の資格**

日本国籍を有する又は日本国内に住所を有する人。  
当該被害の原因となった犯罪行為が行われた当時、日本国内に住所を有していた外国人も対象となる。

## 支給を受けられる人

### 遺族給付金

- 亡くなられた被害者の第一順位遺族遺族の範囲と順位
- 1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
  - 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の  
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母  
⑥兄弟姉妹
  - 3 2に該当しない被害者の  
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母  
⑪兄弟姉妹

### 重傷病給付金

○犯罪行為によって、重傷病を負った被害者本人

### 障害給付金

○障害が残った被害者本人

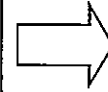
支給裁定      不支給裁定

公安委員会の裁定

住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請  
ただし、犯罪行為の発生を知った日から2年、また、発生した日から7年を経過したときは、することができない。  
やむを得ない理由があれば、その理由がやんだ日から6月以内は申請できる。

# 他法令による給付等との調整

遺族給付金及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、被害者又は遺族に対し、労災保険法その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付の限度において支給しない。

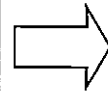


## 調整対象となる災害給付の種類

- ・労働災害補償保険法
- ・国家公務員災害補償法
- ・地方公務員災害補償法
- ・警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- ・自動車損害賠償保障法など27の法律

・国民年金保険法  
・厚生年金保険法  
・国家公務員共済組合法  
・地方公務員等共済組合法  
による年金等については、調整対象外

重傷病給付金及び遺族給付金は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、被害者に対し法令の規定により療養に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。



## 調整対象となる療養給付の種類

健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により行われるべき療養に関する給付。  
(自己負担を更に軽減するための給付)  
例:労働災害補償保険法に係る療養に関する給付  
自動車損害賠償保障法に基づく傷害による損害についての給付

など

※犯罪被害を原因として被害者又は遺族が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付金を支給しない。

## これまでの運用実績(平成22年3月末現在)

☆被害者数 8,143人  
(申請者数 11,571人)

☆支給被害者数 7,250人

☆支給裁定額 約226億円

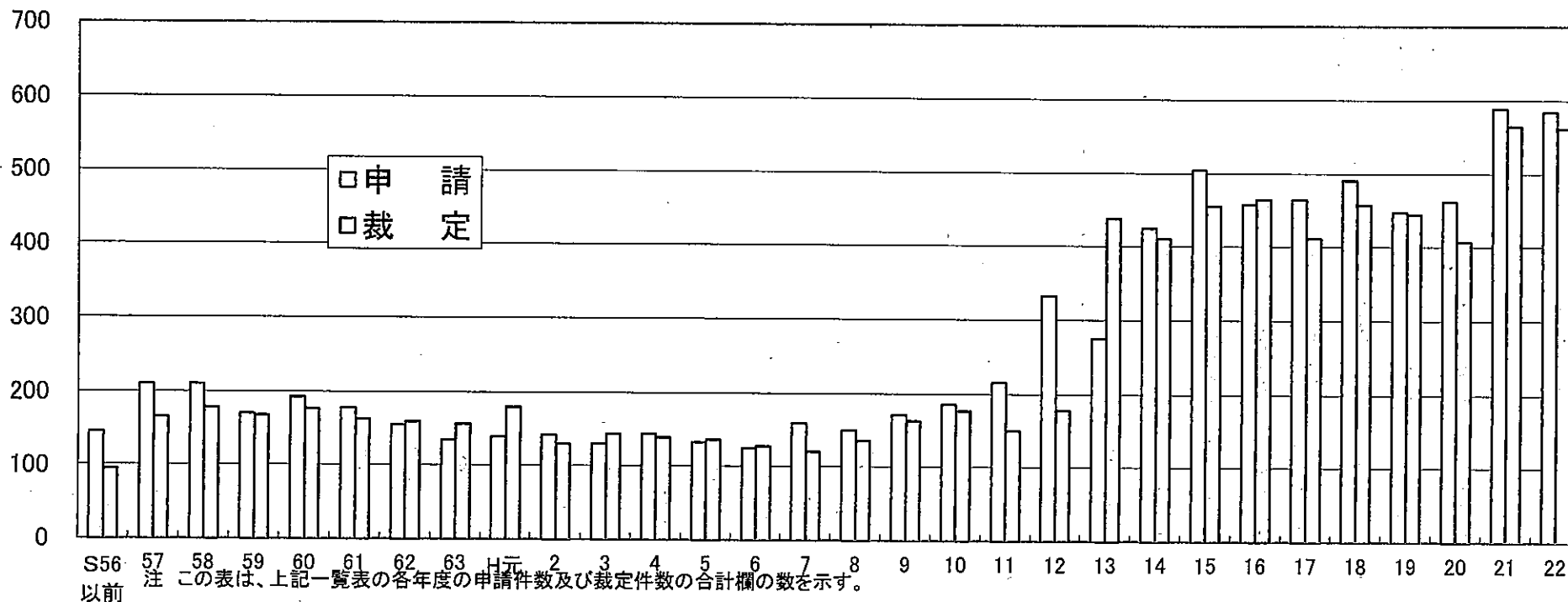
### ☆平成22年度中一被害者当たりの平均支給額

○遺族給付金	生計維持あり	約1,038万円
	生計維持なし	約346万円
○障害給付金	重度後遺障害	約1,129万円
	その他の傷害	約116万円
○重傷病給付金		約21万円

# 犯罪被害者等給付金の支給申請及び裁定の推移

		56以前	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	累計	
(被害者へ) 申請件数	遺族	145	208	206	167	191	178	153	131	137	139	127	138	129	120	148	144	171	177	203	309	231	262	247	235	258	256	170	186	224	187	5,577	
	重傷病																						19	107	163	135	126	138	169	182	236	245	1,520
	障害	1	3	5	4	2	1	3	4	3	4	4	7	4	5	12	7	1	10	14	24	26	56	95	88	81	97	109	94	129	153	1,046	
	計	146	211	211	171	193	179	156	135	140	143	131	145	133	125	160	151	172	187	217	333	276	425	505	458	465	491	448	462	589	585	8,143	
(被害者へ) 裁定件数	遺族	95	163	176	166	175	162	157	155	177	129	137	136	130	124	115	131	155	174	138	168	412	284	251	233	220	250	221	180	212	181	5,407	
	重傷病																						5	80	127	147	117	112	141	146	233	233	1,341
	障害	0	4	3	3	3	2	3	2	4	1	7	4	7	4	6	5	9	4	13	11	21	47	78	85	75	96	83	81	121	149	931	
	計	95	167	179	169	178	164	160	157	181	130	144	140	137	128	121	136	164	178	151	179	438	411	456	465	412	458	445	407	566	563	7,679	
裁定額	遺族	308	471	558	543	505	506	539	540	526	408	504	514	513	494	486	498	542	618	527	615	1,379	941	1,020	1,044	949	1,020	754	739	986	875	19,925	
	重傷病																						0	11	18	23	17	15	19	23	40	47	214
	障害	0	21	11	11	14	15	11	16	23	8	25	30	32	10	37	24	55	11	60	40	117	174	220	180	167	237	159	145	251	389	2,493	
	計	308	493	569	555	519	521	551	556	549	416	529	545	545	503	523	522	597	629	587	655	1,497	1,127	1,258	1,247	1,133	1,272	932	907	1,277	1,311	22,633	

注 裁定額の単位は百万円。なお、百万円単位で四捨五入しているため、給付別の額の合算と合計欄の額が一致しないことがある。



# 犯罪被害者給付金の減額・復活事由

犯罪被害者又は犯罪被害者等給付金の支給を受ける遺族に以下に掲げる事由があったときは、給付金の全部又は一部が支給されない。

## 不支給事由

- ・ 加害者と被害者との間に夫婦、直系血族又は兄弟姉妹の関係があった  
(規則第2条第1号～第3号)
- ・ 犯罪行為を教唆し、又は幫助した  
(規則第4条第1号)
- ・ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱により犯罪行為を誘発した  
(規則第4条第2号)
- ・ 犯罪行為に関連する著しく不正な行為があった  
(規則第4条第3号)
- ・ 犯罪行為を容認していた  
(規則第5条第1号)
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた  
(規則第5条第2号)
- ・ 犯罪行為に対する報復として、加害者等の生命を害し、又は身体に重大な害を与えた  
(規則第5条第3号)

## 2/3減額事由

- ・ 暴行、脅迫、侮辱により犯罪行為を誘発した  
(規則第6条第1号)
- ・ 加害者との間に三親等内の親族関係があった  
(規則第3条)

## 1/3減額事由

- ・ 犯罪被害を受ける原因となった不注意又は不適切な行為があった  
(規則第6条第2号)
- ・ 加害者との間に密接な関係があった  
(規則第7条前段)
- ・ 加害者との間に三親等内の親族関係以外の親族関係があった  
(規則第7条後段)

○ 上記の事由に該当する場合であっても、給付金の全部又は一部を支給しないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情があるときは、一定の給付金が支給される。

○ 規則第10条第1項

- ・ 第2条、第4条又は第5条に定める事由がある場合 3分の1復活
- ・ 第3条又は第6条第1号に定める事由がある場合 3分の2復活
- ・ 第6条第2号又は第7条に定める事由がある場合 全額復活

○ 規則第10条第2項

- ・ 夫婦関係でDV法における保護命令が発せられている時等
- ・ 第5条第2項に定める事由がある場合において、当該組織に属していたことと関連が無く、現に組織に属していない場合等

○ 規則第10条第3項

全額復活

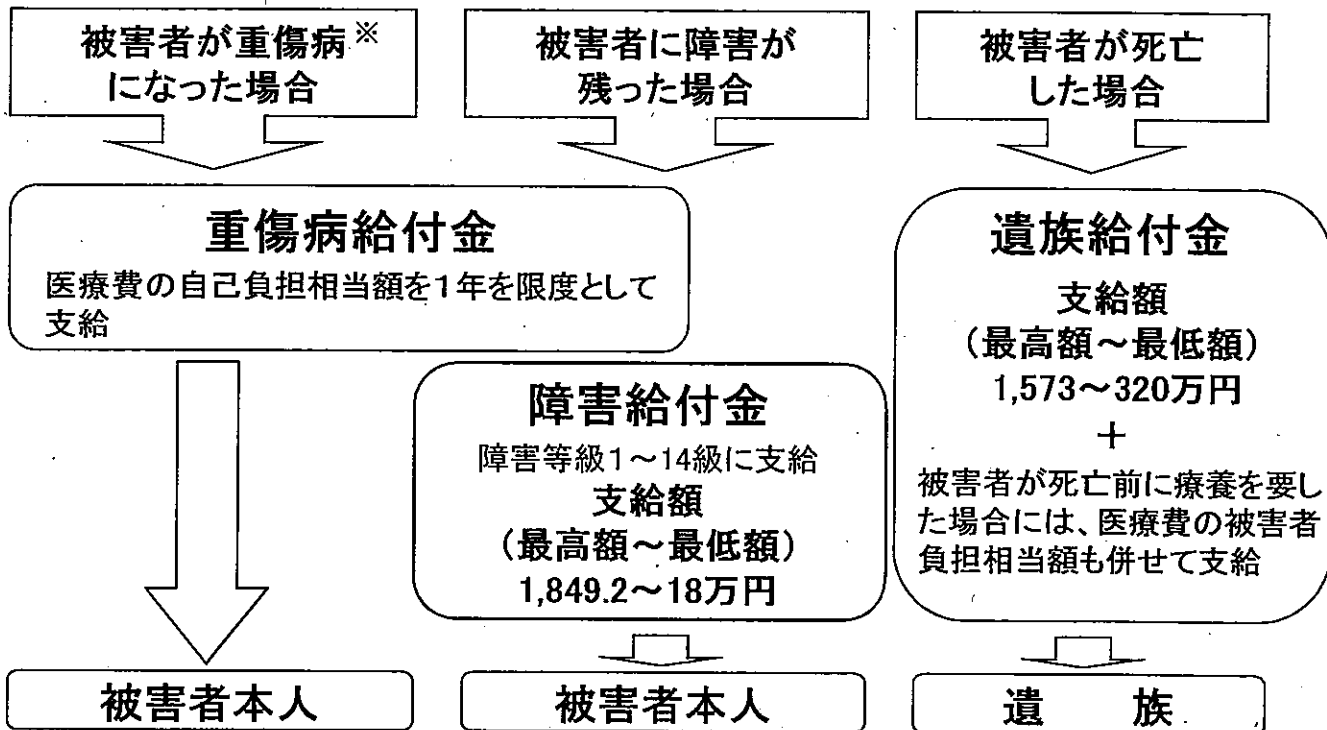
- ・ 前項の規定に該当する場合において、第6条第2号又は第7条に定める事由がないことその他の事情を勘案して特に必要と認められる場合



# 犯罪被害給付制度の拡充の概要

改正前

(いずれも一時金)

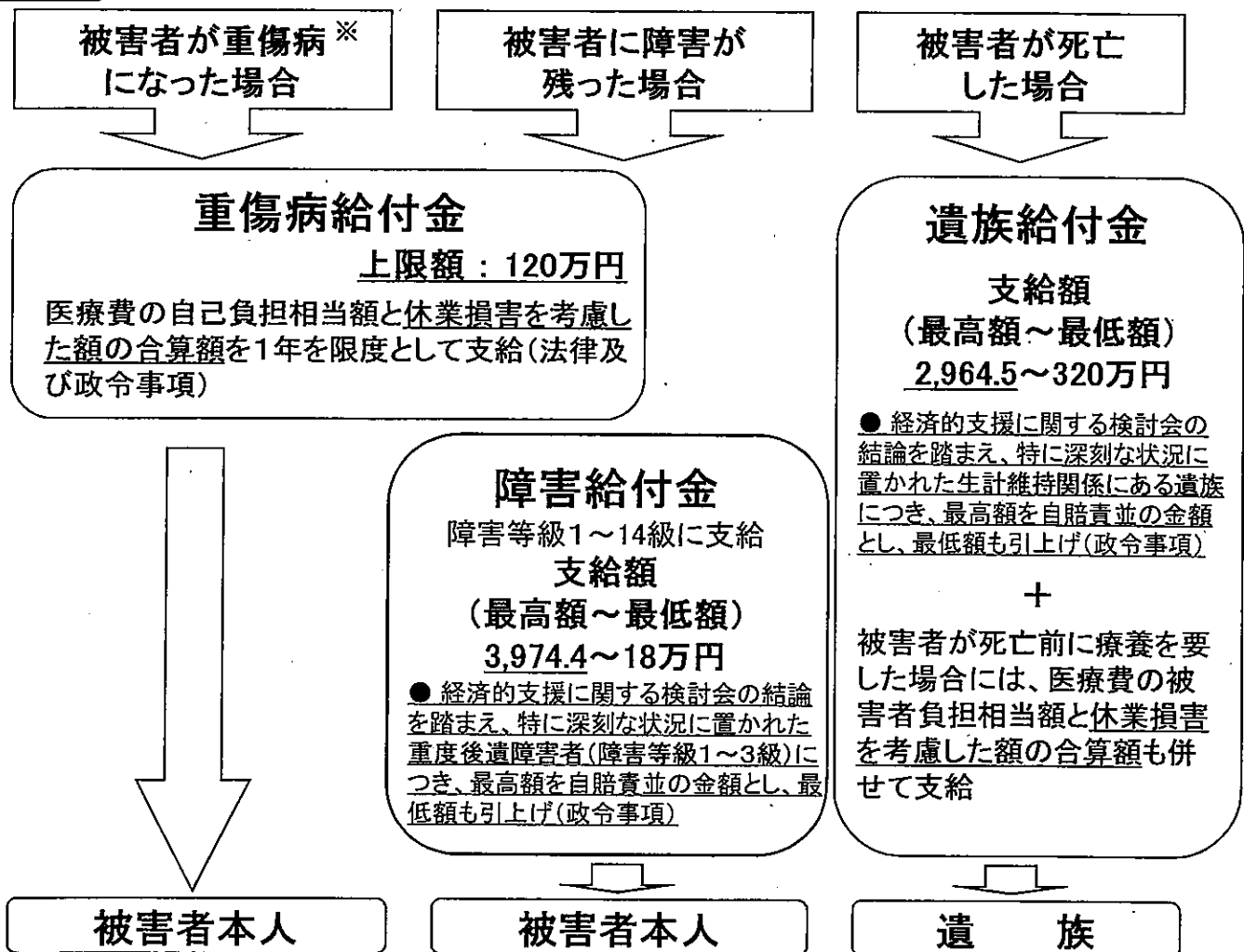


※ 加療1ヵ月以上かつ入院3日以上(精神疾患は3日以上労務に服することができない症状)を要する傷病

改正後

※下線部分はこの今回の拡充事項

(いずれも一時金)



## 拡充後の犯罪被害者等給付金の計算方法について

### 重度後遺障害者に対する障害給付金

重度後遺障害者に対する障害給付金について、給付基礎額に乗ずる倍数を引き上げる。

また、平均収入が低い若年層等に配慮して、被害時年齢が30歳未満の者の場合は全年齢の給付基礎額の平均額を、30歳以上の者の場合は各年齢階層ごとの給付基礎額の平均額を、それぞれ給付基礎額の最低額とする。

算定方法	支給額＝給付基礎額×倍数			
	現行		引上げ後	
給付基礎額	最低額	最高額	最低額	最高額
20歳未満	3,600円	5,300円	7,600円	
20～24歳	4,200円	6,400円	7,600円	
25～29歳	5,200円	7,900円	7,600円	7,900円
30～34歳	6,000円	9,800円	7,900円	9,800円
35～39歳	6,200円	11,400円	8,800円	11,400円
40～44歳	5,300円	12,300円	8,800円	12,300円
45～49歳	4,900円	13,200円	9,100円	13,200円
50～54歳	4,900円	13,800円	9,400円	13,800円
55～59歳	4,200円	13,200円	8,700円	13,200円
60歳以上	3,900円	9,200円	6,600円	9,200円
倍数				
常時介護1級	1,340倍	2,880倍		
1級	1,340倍	2,160倍		
随時介護2級	1,190倍	2,160倍		
2級	1,190倍	1,865倍		
3級	1,050倍	1,600倍		

### 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金

生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金について、生計維持関係のある遺族数に応じて、給付基礎額に乗ずる倍数を引き上げる。

また、平均収入が低い若年層等に配慮して、被害時年齢が30歳未満の者の場合は全年齢の給付基礎額の平均額を、30歳以上の者の場合は各年齢階層ごとの給付基礎額の平均額を、それぞれ給付基礎額の最低額とする。

支給額の算定方法	支給額＝給付基礎額×倍数			
	現行		引上げ後	
給付基礎額	最低額	最高額	最低額	最高額
20歳未満	3,200円	4,600円	6,600円	
20～24歳	3,600円	5,600円	6,600円	
25～29歳	4,500円	6,900円	6,600円	6,900円
30～34歳	5,300円	8,600円	7,000円	8,600円
35～39歳	5,300円	9,900円	7,600円	9,900円
40～44歳	4,800円	10,800円	7,800円	10,800円
45～49歳	4,300円	11,600円	8,000円	11,600円
50～54歳	4,200円	12,100円	8,200円	12,100円
55～59歳	3,600円	11,500円	7,600円	11,500円
60歳以上	3,300円	8,000円	5,700円	8,000円
倍数				
生計維持関係ある遺族の数	4名以上	1,300倍		2,450倍
	3名			2,230倍
	2名			2,010倍
	1名*			1,750倍
	1名			1,530倍

\* 55歳以上の妻又は障害等級5級以上の身体障害等の状態にある妻

## 平成23年度警察庁犯罪被害者支援関連予算（主なもの）

### ① 損害回復・経済的支援等への取組

#### ア 犯罪被害者等給付金（国費） 1,808,518千円

通り魔殺人等の犯罪行為により不慮の死亡、重症病又は障害が残るといった重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者から損害賠償も得られず、何らの公的救済も受けられない犯罪被害者又はその遺族に対し、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給して、犯罪被害者等の精神的、経済的打撃の軽減を図る。

#### イ 性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費（補助金） 113,580千円

性犯罪被害者に係る初診料、診断書料、緊急避妊費用等について負担し、その精神的、経済的負担の軽減を図る。

#### ウ 司法解剖後の遺体搬送費（補助金） 47,507千円

遺族の経済的、精神的負担の軽減を図るため、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する。

#### エ 司法解剖後の遺体修復費（補助金） 37,506千円

遺族の二次被害防止に資するため、解剖等による切開痕等を目立たないように措置する。

#### オ 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減に要する経費（補助金） 35,752千円

身体犯被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料について負担し、被害者の精神的、経済的負担の軽減を図る。

#### カ 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借り上げに要する経費（補助金） 16,120千円

自宅が犯罪現場となるなど居住場所の確保が困難になった被害者等に対し、被害直後の保護及び危険回避のための一時的な居住場所を借り上げる。

### ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

#### ア 被害者等に対する精神科医による支援（補助金） 7,286千円

犯罪により深刻な精神的被害を受けた被害者等に対し、精神科医によるカウンセリング等の支援により、精神的被害の回復・軽減を図る。

#### イ 職員等に対する研修の充実（補助金） 13,594千円

採用時や昇任時において被害者支援に関する必要な教育を実施する。また、専門的知識を要する職員に対してカウンセリング技術など特別な教育、研修を実施している。

#### ウ 犯罪被害者等のための施設等の改善（補助金） 14,044千円

被害者等の心情に配慮し捜査活動等において被害者等が安心して事情聴取等に応じられるようにするため、施設等の整備・改善に努めている。

#### エ 被害者支援用車両の整備（国費） 323,326千円

### ③ 支援等のための体制整備への取組

#### ア 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱（補助金） 25,466千円

警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、部外の精神科医や臨床心理士等からのアドバイスを受ける。

#### イ 民間団体への支援の充実（補助金） 238,580千円

民間被害者支援団体が被害者支援に果たす役割の重要性を鑑み、その活動の促進を図るため、財政的支援の充実を図る。

##### (1) 民間被害者支援団体等に対する活動支援（国費） 8,889千円

##### (2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託（補助金） 75,598千円

##### (3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託（補助金） 102,393千円

##### (4) 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託（補助金） 51,700千円

## 改正犯罪被害給付制度の運用状況

平成19年11月に経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにしたがって大幅に拡充された犯罪被害給付制度が平成20年7月1日に施行された。

本改正にかかるとる事案の裁定状況(平成23年3月末現在)は以下のとおりである。

### 1 各給付区分における平均額(千円の位で四捨五入)

#### (1) 遺族給付金

	生計維持あり		生計維持なし
被害者数	75人		151人
平均額	1095万円	改正前の額	356万円
		597万円	

#### (2) 障害給付金

	重度後遺障害(1級~3級)		4級~14級
被害者数	11人		99人
平均額	1872万円	改正前の額	124万円
		657万円	

#### (3) 重傷病給付金

	休業加算あり		休業加算なし
被害者数	81人		140人
平均額	38万円	改正前の額	13万円
		15万円	

### 2 各給付区分における最高額、最低額(千円の位で四捨五入)

	最高額	最低額
遺 族	2,670万円	399万円
	40代男、生計維持関係遺族4人	40代男、生計維持関係遺族1人
障 害	2,650万円	704万円
	60代男、常時介護第1級	60代男、第3級
重傷病	120万円	3万円